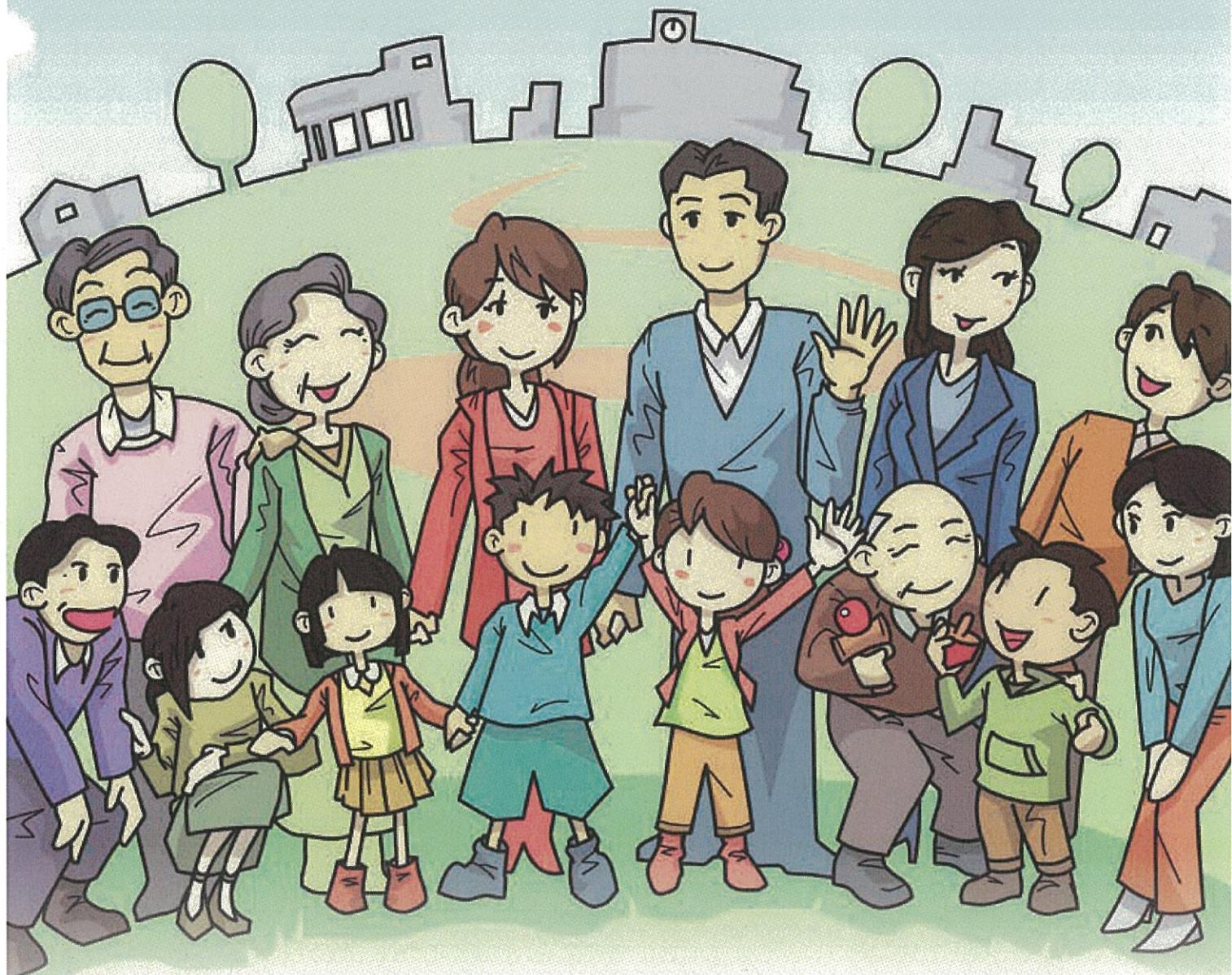


つくろう!

家庭教育支援チーム

～地域の力で家庭や子供を支える～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

家庭教育は、全ての教育の出発点です。

- 「生きる力」の資質や能力を身に付けていく上で、適切な家庭教育を受けることは、全ての子供にとって重要です。
- 家庭教育支援チームは、地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校・地域をつなげることで、家庭教育の充実をお手伝いします。
- 文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

詳細については下記のHPをご覧ください。

家庭教育支援チームの紹介HP: <http://katei.mext.go.jp/contents4/index.html>

子供たちの未来をはぐくむ家庭教育(家庭教育支援全般のHP): <http://katei.mext.go.jp/index.html>

家庭教育支援

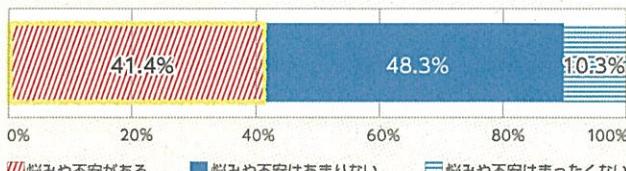




家庭教育・子育ての現状

● 子育ての悩みや不安

約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている。



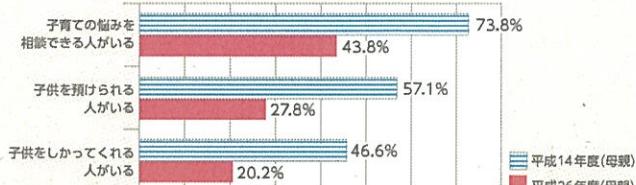
文部科学省委託調査「課庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」(平成28年度)

● 三世代世帯の減少、ひとり親世帯の増加

● 不登校等の児童生徒の問題行動

● 地域におけるつながりの希薄化

地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(平成14年度)
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014」(平成26年度)

● 家庭教育に困難を抱えた家庭の増加

● 孤立化による児童虐待リスク

● 子育てする人にとっての地域の支えの重要性

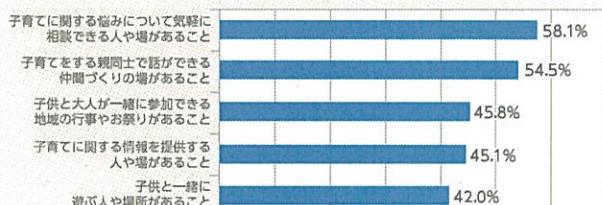
約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと思っている。



内閣府：家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

● 地域で子育てを支えるために重要なこと

多くの人が子育てに関する相談や情報提供をする人や場、交流の場が重要だと思っている。



内閣府：家族と地域における子育てに関する意識調査(平成25年度)

地域の身近な存在として、保護者と同じ目線で寄り添う支援が必要

今、地域で家庭を支える家庭教育支援チームが求められています

文部科学省では、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、学校や保健福祉機関等とも連携しつつ、身近な地域において保護者への支援を行う家庭教育支援チームの設置や活動を促進しています。

● 家庭教育支援チームとは？

構成員

地域の実情に応じて、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成します。

(例：子育てサポートー、教員OB、幼・小・中・高PTA関係者、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士など)

主な業務

地域のニーズに対応し、以下の取組を中心とする多様な支援を行います。

- (1)保護者への学びの場の提供(学習機会の提供や情報提供、相談対応)
- (2)地域の居場所づくり
(親子参加型の体験型プログラムの実施、情報提供や交流の場の提供)
- (3)訪問型家庭教育支援(家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応)

● 家庭教育支援チームを形成するには？(下記は一例です。)



○プロセス例1：都道府県が養成した子育てサポートーを核に設立。

○プロセス例2：既存団体(NPOやママ友サークル等)と行政が連携。



家庭教育支援チームの活動事例

地域の実情や保護者からのニーズ、チーム員の得意分野に応じて、創意工夫のある様々な支援活動が行われています。

● 事例 1：学びの場を提供します(こもんず／千葉県千葉市)

活動内容 臨床心理士、スクールカウンセラー、保健師、保育士等を講師に招き、学校行事やPTA活動に併せて講演会や自主講座を開催することで、乳幼児から小・中学生の子供を持つ保護者に、家庭教育について学ぶ機会を提供している。

効 果 就学時健診に併せて講座を実施する等、多くの保護者が集まる機会に適切な情報を届けることができた。参加者からは、子育ての不安が解消した等の声が寄せられている。また、開催日時の検討や祖父母向けの講座の開催により、父親、祖父母等の家庭教育への参画を促進している。

活動拠点 小学校、公民館

メンバー 子育てサポーター、保育士、臨床心理士 等



《就学時健診時講座の様子》

● 事例 2：親子の交流の場を提供します(スマイルエンジェル／宮城県石巻市)

活動内容 月に数回、仮設住宅の集会所等で子育てサロン「いしづこクラブ」を開催している。子供たちがボランティアと遊んでいる間、母親は親同士やボランティアとの交流を楽しみ、リフレッシュできる場を提供している。また、参加者のニーズに応じた活動(水遊び、遠足、芋煮会)を取り入れている。

効 果 「いしづこクラブ」へ参加する親子は年々増えており、平成26年度は親子合わせて743人、親子317組(22回開催)が参加した。参加した親子からは、親子で楽しみながら仲間づくりもできると好評である。また、スタッフと気軽に子育てについて相談できて参考になるという声も多く聞かれる。

活動拠点 公民館

メンバー 子育てサポーターリーダー、一般ボランティア 等



《親子でアクセサリー作り開催時の様子》

● 事例 3：家庭訪問による相談支援を行います(スマイル・サポートチーム／大阪府泉大津市)

活動内容 教育支援センターを拠点に、学校園からの依頼を受け、ケース会議で支援の役割連携を確認した上で、家庭教育支援サポーターが家庭に訪問する。サポーターはカウンセリング知識を生かして子育てに関する不安や悩み等の本音を引き出し、保護者のエンパワーメントを図っている。

効 果 保護者を支援することで子供が落ち着きを取り戻し、問題行動等の改善につながっている。平成26年度に関わった家庭の不登校児童生徒の約4割に学校復帰等の改善が見られた。また、サポーターが家庭と学校(先生)をつなぐ潤滑油となり、関係が改善された事例も数多くあった。

活動拠点 教育支援センター

メンバー 家庭教育支援チームリーダー、家庭教育支援サポーター 等



《サポーター会議の様子》

● 事例 4：学校や地域の力で家庭教育を支援します(ヘスティア／和歌山県橋本市)

活動内容 講座部・家庭訪問部・広報部に分かれて活動を行い、多様な地域人材がそれぞれの得意分野を生かした地域のネットワークづくりを推進している。講座等の開催や家庭訪問支援の実施にあたっては、教育委員会や学校、保健福祉部局等の関係機関と連携しながら活動を行っている。

効 果 繰続的に訪問することで保護者からの信頼を得て、学びの場・交流の場への参加につなげていくことができた。また、講座に参加した人がチーム員として活動するようになり、訪問家庭の保護者が地域の子育てサークルを活性化する人材になるなど支援の循環という効果も現れている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 元教員、児童・民生委員、母子保健推進委員 等



《親子と一緒に作って食べよう!講座の様子》

● 事例 5：「早寝早起き朝ごはん」を推進します(釧路市家庭教育支援チーム／北海道釧路市)

活動内容 市独自のシンボルマークを使った望ましい生活習慣を啓発するポスター・リーフレット等を作成し、各学校・幼稚園等で開催する生活習慣に関する講座で活用することにより、保護者への普及啓発を行っている。

効 果 啓発資料を活用した家庭教育に対する意識喚起及び家庭教育講座の実施により、家庭における子供の生活習慣づくりの大切さや生活習慣と体力や学力の関係性などについて保護者の意識や理解が深まっている。

活動拠点 教育委員会

メンバー 保健師、指導主事、スクールソーシャルワーカー 等



シンボルマーク



《幼稚園での体力づくり講座の様子》

家庭教育支援チームの設置や活動に対する国の支援

●チームの登録制度

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省では家庭教育支援チームの登録制度を実施しています。

登録されたチームはロゴマークを使用することができます。また、登録されたチームを下記ホームページで紹介します。

■子供の未来をはぐくむ家庭教育ホームページ
<http://katei.mext.go.jp/index.html>

家庭教育支援チームのロゴマーク



コンセプト 「温かく包む支援の輪」

地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマークです。

家庭教育支援チーム

●補助事業による推進

地域における家庭教育支援総合推進事業（1/3 補助）において、地方自治体が実施する家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助しています。

●家庭教育支援チーム数の推移

チーム数は制度発足以降毎年増加しています。



家庭教育支援の推進

家庭教育は、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うものです。教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。

文部科学省では、同法及び教育振興基本計画に基づき、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の人材を活用した家庭教育支援チーム等による家庭教育支援の取組を推進しています。

● 教育基本法(抄)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るために「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。



「早寝早起き朝ごはん」
全国協議会ロゴマーク



◀小学生向け
パンフレット



◀中高生等向け
パンフレット